

秋田県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成21年 1月 6日制定
平成21年 4月 27日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成23年12月 26日一部改正
平成28年 6月 29日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、秋田県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織責任者)

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務(基金) | 秋田県土地改良事業団体連合会
(以下「土地連」という。)
総務企画部長 |
| (2) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務(助成金) | 土地連 総務企画部長 |
| (3) 耕作放棄地再生利用交付金(附帯事業)に係る事務 | 土地連 総務企画部長 |
| (4) 荒廃農地発生抑制等に係る事務 | 土地連 総務企画部長 |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る秋田県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る秋田県耕作放棄地対策協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）並びに、秋田県耕

作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年 1月 6日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 27日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 29日から施行する。